

河内町告示第42号

平成28年第5回（10月）河内町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年10月11日

河内町長 雑 賀 正 光

1. 期 日 平成28年10月18日

2. 場 所 河内町議会議場

3. 事 件

訴えの提起について

平成28年度河内町一般会計補正予算（第4号）

平成28年第5回
河内町議会臨時会会議録

平成28年10月18日 午前11時10分開会

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	岩橋弘君
企画財務課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	長峰博美君
経済課長	諏訪洋一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長	小島孝裕
---------	------

1. 会議録署名議員

5 番 小 更 雅 之 君

6 番 諸 岡 周 示 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日（火曜日）

午前 1 1 時 1 0 分開会

議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名について

日程 2. 会期の件について

日程 3. 議案第 1 号 訴えの提起について

日程 4. 議案第 2 号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第 4 号）

1. 本日の会議に付した事件

日程 1. 会議録署名議員の指名について

日程 2. 会期の件について

日程 3. 議案第 1 号

日程 4. 議案第 2 号

午前 1 1 時 1 0 分開会

○議長（野澤良治君） おはようございます。ただいまより平成28年第 5 回河内町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、野口加代子氏の傍聴を許可いたします。

○議長（野澤良治君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） それでは、

5 番 小 更 雅 之 君

6 番 諸 岡 周 示 君

両名を指名いたします。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 日程 2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日10月18日の1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日10月18日の1日と決定いたしました。

なお、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程 3 及び日程 4 の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さんおはようございます。本日は、平成28年第5回河内町議会臨時会にお集まりをお願いいたしましたところ、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

一昨日の日曜日、ハワイの英語研修に参加する中学生の結団式がありました。生徒たちの表情や言葉からは、この研修に期待するものがいかに大きいかが、手にとるように見てとれました。私といたしましても大変うれしく、また生徒たちの未来に大きな期待を持たずにはいられませんでした。

それでは、本日ご提案いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

議案第1号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

本件は、かわち直販センターの指定管理について、本年8月31日に指定期間が満了したにもかかわらず、株式会社ふるさとかわちは、かわち直販センターの建物から退去せず、管理運営を継続しています。

また、裁判所から出された仮処分命令にも従わないことから、かわち直販センターの建物明渡請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴えの提起をするため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に501万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億8,666万7,000円とするものであります。

第1表の歳入予算につきましては、繰越金501万円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費501万円を増額するものであります。

以上、議案2件についてご審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第1号 訴えの提起についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、福智正之君の退場を求めます。

〔10番福智正之君退場〕

○議長（野澤良治君） 担当課長に説明を求めます。

岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号 訴えの提起について。

建物明渡請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成28年10月18日提出

河内町長 雑賀正光

1、事件名 建物明渡請求事件

2、裁判所 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

3、当事者 原告 河内町

被告 株式会社ふるさとかわち

4、事件の概要 河内町は、これまでかわち直販センターの運営につき、株式会社ふるさとかわちを指定管理者に指定し、その管理を行わせてきた。そして、平成23年9月から始まった指定期間（5年間）が本年8月31日に終了することから、河内町は次の指定管理者を公募したものの、指定管理者の候補者としてふさわしい者からの応募がなかった。そのため、河内町としては、本年9月以降のかわち直販センターの管理について直営とすることとした。

しかし、本年8月31日に指定期間が満了した後も、株式会社ふるさとかわちは、かわち直販センターの所在する建物から退去せず、裁判所から出された仮処分命令（建物へ立ち入ることを禁止する命令）にも従わず、かわち直販センターの管理を継続し、現在に至っている。

このように、株式会社ふるさとかわちが仮処分命令に従わないことから、河内町としては上記1の内容での本案訴訟を提起するものである。

5、請求の趣旨 被告（株式会社ふるさとかわち）に対し、かわち直販センターの明渡しを求める。

6、訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、議会の議決を得るものとする。

説明としまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第1号の質疑を求めます。

7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 本当にお疲れのところ本当に申しわけございません。

2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、第1点目は、議案の提出方法についてでございます。自治法の第222条に、予算が伴う議案の出し方についてはどのように理解されておるのか、担当課長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） この後の補正予算が出されるということでのご質問だと思います。

たびたび議会の提案の中では、条例改正等の議会の議決を要すべき案件について、予算を伴うものというものが提案されるわけです。予算が伴います条例ということで、地方自治法の中では、そういった場合には、予算の措置が適切に講じられる見込みが得られるまでは議会に提出しないということであっております。

今までも、たびたびあったかなと思いますが、一応理解されておりますのは、同時に議案を提出しまして議会の議決をいただければ、私は適正に進めることができるものと理解しまして本日の提案になっております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） それじゃあ一般議会ということで、訴えの提起についての議案が可決され、その後、第2号議案で補正予算が計上されておりますが、これが否決になった場合は、訴えの提起そのものが宙に浮いて執行ができなくなると、そういうおそれがありますが、どういうふうにお考えですか。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） いわゆる訴えの提起、そして間接的ですけども、予算が伴うということで、議員の皆様方にはご理解をいただいているものと思われれます。

もし、万が一そのようなことがあれば、予算の措置がされないと手続が進まないということになりますので、後日また改めて臨時議会を開催する等の措置が必要になるかと思っております。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） それでは、今回の議案の提出方法について適切であると、そういうふうにお考えですか。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） やむを得ないものと思っております。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） それでは、2点目について伺いをいたしたいと思います。

今回、訴えの提起ということでございますが、先ほど全協で、仮処分命令については9月1日に執行されたというお話を伺っておりますが、その後、現在に至るまでの町の対応、これは前ちょっと話は伺いましたけれども、時系列で結構でございますので、簡単にご報告願いたいと思います。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） その辺につきましては、経済課長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、仮処分の経緯につきまして、もう一度、9月の定例の議会におきましても、一般質問においてご回答させていただいたところではありますけれども、お話をさせていただきたいと思います。

かわち直販センターに関わる水戸地方裁判所龍ヶ崎支部への立入禁止仮処分命令申し立てについてということです。

町は、かわち直販センターの管理に対して指定管理者制度を採用して、株式会社ふるさとかわちを指定管理者に指定し、運営をしております。その期間は、平成28年8月31日までとなっております。

そして、かわち直販センターは、9月1日から町が管理運営を行うために、本年8月の町議会の臨時会におきまして、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定について議決をいただき、同条例は、平成28年9月1日から施行されております。

このように、かわち直販センターに関して、株式会社ふるさとかわちの指定管理者としての指定期間は、平成28年8月31日に満了しておりますので、9月1日以降、株式会社ふるさとかわちは、かわち直販センターの業務に一切携わることができないことになります。

また、株式会社ふるさとかわちの役員及び職員が、かわち直販センターに立ち入る権限もございません。

しかしながら、株式会社ふるさとかわちは、これまで9月1日以降も、かわち直販センターに関する業務を続ける等の意思を表明しておりました。

このように、9月1日以降も、株式会社ふるさとかわちの関係者がかわち直販センターの施設に立ち入っている場合、町は、かわち直販センターの管理運営ができないこととなりますので、行政の円滑な遂行に支障を来すことになります。

このため、町は、かわち直販センターにつきまして、株式会社ふるさとかわちの関係者が、9月1日以降に同施設の敷地及び建物へ立ち入ることを禁じる内容の仮処分命令を、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部に申し立てており、同年9月1日付で、水戸地方裁判所の龍ヶ

崎支部から株式会社ふるさとかわちが、かわち直販センターの管理運営を行うことを目的として、同社の役員及び職員をして、かわち直販センターに立ち入ることを禁止する内容の仮処分の決定をしていただきました。

それからのかわち直販センターにかかる動向ですけれども、9月1日に、裁判所から仮処分の決定をされた後におきましても、株式会社ふるさとかわちは、かわち直販センターの施設につきまして権限なく占有し、業務を継続しております。

仮処分につきましては、9月1日付で水戸地方裁判所の龍ヶ崎支部の決定が出ておりましたが、その後、相手方のほうから仮処分に対する異議が出されたので、現在はそれに対する審尋等を行っているところでございます。

仮処分につきましての時系列的なご説明は以上でございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） ありがとうございます。それでは最後に、町側が原告となって、今回訴えの提起ということを行うわけでございますが、これは今までになく、今までに恐らくなかったかと思います。これは前代未聞の出来事だと私は思っております。

それで、ほかの選択肢はなかったのかどうか。あるいは、裁判費用については、この後の第2号議案で補正予算が組まれておりますが、町民の皆様方の貴重な税金で執行されるわけでございます。このような点について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 一つは、町としては、基本的には話し合いで解決したいですよ。基本です。これはいつでもこちらでは話し合いをする気持ちはありますから。私も町の税金を使うということに関しては、これはだから、逆に私は町の税金を使わせてもらえないとこの問題は解決できないのかなと。

今まで、株式会社ふるさとかわち、直売所についても町は非常に税金を実は投入してきたんです、とんでもないお金をです。ですから、それが正しく町民のために使われなければ、これは逆に今まで投資してきたものが、私、生かされないと思います。

そのためには、やはり話し合いで解決することと同時に、やはり土地も、建物も河内町の所有です。イコール町民の財産ですよ。それをしっかり明け渡していただいて、やはり町民のためにこれを使うということで今進めてるわけです。ですから、恐らく双方の言い分の中に、従業員はどうするんだ、じゃあ今あそこに農産物入れてる人はどうするんだというその問題は、ですからこれ話し合いはこちらはできる体制はとってます。

ただ、内容的に、余り法外な話ですと、これはまとまりません。ですから、基本的な土地、建物が河内町のものだということの中で、本来ならば、一旦仮処分が出たわけですから、出ていただいて、その上で町とどうするんだという話だったらわかるんですけれども、やはり期限がしっかり来たわけですから、それについて、一般的には明け渡しをしていた

だいて、その上で話をするとか、その前の段階でも時間的には十分ありました。それで事務方は、向こうの事務方といろいろ相談はするということで、非常に何カ月かの間にいろいろコンタクトをとるように私は指示しましたし、話をしましたけれども、本当にそういう意味では、こちらの足りない部分があるかもしれませんから、これからでも話し合いのスタンスはとりながら、この明け渡しを進めさせていただくという基本的な考え方をお願いできればと思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 今の町長の前向きというか、話し合いを前提にということで進めるということで答弁いただきましたので、なるべく話し合いをもとにやっていただきたいと、私の希望ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 訴えの提起については、原案のとおり可決することに決しました。

福智正之君の入場を許します。

〔10番福智正之君入場〕

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案第2号は、平成28年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に501万円を追加し、予算の総額を54億8,666万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきましては繰越金501万円を計上するものであります。歳出につきましては、総務費の一般管理費に、訴訟費用にかかる顧問弁護士委託料

101万円。仮処分申し立てにかかる供託金400万円を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第2号の質疑を求めます。

7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） これは補正予算の6ページ、これは委託料として顧問弁護士代101万上がっておりますが、このほかは、これから裁判を進めていく上で、裁判費用というものが発生してくると思うんですが、これは予納義務と言って、民事訴訟法の関係だと思うんですけども、そういった費用の予納義務というのは発生しないんですか、ちょっと伺いたいんですが。

○議長（野澤良治君） 北澤財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 雑賀議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正予算の計上額なんですけれども、こちらは今回の訴訟費用のまず見積もりという形で、顧問弁護士の先生のほうからいただいた金額をもとに計上した額でございます。

内訳といたしましては、着手金25万円、成功報酬が50万円にそれぞれ消費税。それから日当といたしまして2万円の10日分の20万円ということで、101万円を計上した次第なんですけれども、今おっしゃいました今後の費用につきましては、その都度発生した段階で補正予算等で対応していきたいと考えております。現段階ではまだ、こちらのほうにその他の費用がかかるというようなお話はいただいております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これにて平成28年第5回河内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時35分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員